

第3期中期計画の変更について認可を受けました。(平成23年7月19日付 財務大臣認可)

変更後	変更前
<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、前身の国税庁醸造研究所から、平成13年4月、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とする独立行政法人に移行し、酒類に関する唯一の独立行政法人研究機関として、業務を実施している。</p> <p>第2期中期目標の期間（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）では、一層の効率的かつ効果的な運営を確保するとの観点から、非公務員型の独立行政法人に変更するとともに、法人の任務・役割を十分に認識し、研究及び調査業務等の重点化・効率化を図った。さらに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年11月27日の事業仕分けの結果を踏まえ、平成21年度及び22年度の2度にわたり中期計画を変更し、事務及び事業の見直し等の措置を講じてきた。</p> <p>第3期中期目標の期間（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）においては、「独立行政法人酒類総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を受けて策定され</p>	<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、前身の国税庁醸造研究所から、平成13年4月、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めること」を目的とする独立行政法人に移行し、酒類に関する唯一の独立行政法人研究機関として、業務を実施している。</p> <p>第2期中期目標の期間（平成18年4月1日から平成23年3月31日まで）では、一層の効率的かつ効果的な運営を確保するとの観点から、非公務員型の独立行政法人に変更するとともに、法人の任務・役割を十分に認識し、研究及び調査業務等の重点化・効率化を図った。さらに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年11月27日の事業仕分けの結果を踏まえ、平成21年度及び22年度の2度にわたり中期計画を変更し、事務及び事業の見直し等の措置を講じてきた。</p> <p>第3期中期目標の期間（平成23年4月1日から平成28年3月31日まで）においては、「独立行政法人酒類総合研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成22年11月26日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を受けて策定され</p>

た新たな中期目標の指示に沿って、より税務行政に直結した分析及び鑑定業務への重点化、研究及び調査業務は分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発への重点化、品質評価及び講習の見直しを図る等、一層の効率的かつ効果的な業務運営に努める。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

酒総研は、法人の目的を踏まえ、引き続き、独立行政法人として真に担うべき業務に取り組むとの観点から、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発研究業務や社会経済情勢の変化に対応したものに重点化して実施する。

(1) 業務運営

理事長は、資源の配分、業務の進捗状況の把握等を通じて、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られるよう、トップマネジメントを発揮するとともに内部統制についても更に充実・強化を図る。

イ 業務を効率的かつ効果的に推進するため、資金、人材、施設等の資源を柔軟に配分するとともに、業務の責任の所在を明らかにするため、業務担当者を明確にする。

ロ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、適切な内部組織により業務の進捗状況等を定期的に検討する。また、外部有識者

た新たな中期目標の指示に沿って、より税務行政に直結した分析及び鑑定業務への重点化、研究及び調査業務は分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発への重点化、品質評価及び講習の見直しを図る等、一層の効率的かつ効果的な業務運営に努める。

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

酒総研は、法人の目的を踏まえ、引き続き、独立行政法人として真に担うべき業務に取り組むとの観点から、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発研究業務や社会経済情勢の変化に対応したものに重点化して実施する。

(1) 業務運営

理事長は、資源の配分、業務の進捗状況の把握等を通じて、業務全般の効率的かつ効果的な運営が図られるよう、トップマネジメントを発揮するとともに内部統制についても更に充実・強化を図る。

イ 業務を効率的かつ効果的に推進するため、資金、人材、施設等の資源を柔軟に配分するとともに、業務の責任の所在を明らかにするため、業務担当者を明確にする。

ロ 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、適切な内部組織により業務の進捗状況等を定期的に検討する。また、外部有識者

により構成される研究開発評価委員会に、定期的又は必要に応じて意見を求める。これらの結果は、理事長のトップマネジメントの下で業務運営に的確に反映させる。

ハ 内部統制の充実・強化については、酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、リスクマネジメントの適切な実施、内部監査体制の整備等を行う。

ニ 効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費（平成23年度については人件費（退職手当等は除く。）を含み、平成24年度以降については人件費（退職手当等を含む。）を除く。）の削減に努めることとし、一般管理費については前年度予算額に対して、平成23年度は3.3%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上、業務経費については前年度予算額に対して、平成23年度は9.7%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上の削減を行う。

ホ 契約については、法令等により契約相手先が一となる場合を除き、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。

具体的には、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率

により構成される研究開発評価委員会に、定期的又は必要に応じて意見を求める。これらの結果は、理事長のトップマネジメントの下で業務運営に的確に反映させる。

ハ 内部統制の充実・強化については、酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から法令遵守体制の整備等を一層推進することとし、リスクマネジメントの適切な実施、内部監査体制の整備等を行う。

ニ 効率的な実施体制の確保、外部に委託した方が効率的であると考えられる業務についての外部委託の積極的な導入、研究及び調査業務等の重点化等により、一般管理費及び業務経費（平成23年度については人件費（退職手当等は除く。）を含み、平成24年度以降については人件費（退職手当等を含む。）を除く。）の削減に努めることとし、一般管理費については前年度予算額に対して、平成23年度は3.3%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上、業務経費については前年度予算額に対して、平成23年度は9.7%、平成24年度以降は毎年度0.5%以上の削減を行う。

ホ 契約については、法令等により契約相手先が一となる場合を除き、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとする。

具体的には、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化

化を図るとともに、その改善状況を公表する。

研究・開発業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討する。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックする。

なお、外部有識者等で構成される契約監視委員会に定期的又は必要に応じて意見を求めるとともに、その審議概要を公表する。

へ 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）において削減対象とされた人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、総人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。なお、削減対象となる人件費は、常勤役職員に対する人件費から、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び次に掲げる者に対する人件費を除いた人件費とする。

(イ) 競争的研究資金により雇用される任期付職員

(ロ) 受託研究又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

(ハ) 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者

をを図るとともに、その改善状況を公表する。

研究・開発業務等に係る調達については、公開されている他の独立行政法人の事例等を参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を検討する。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックする。

なお、外部有識者等で構成される契約監視委員会に定期的又は必要に応じて意見を求めるとともに、その審議概要を公表する。

へ 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年 6 月 2 日法律第 47 号）において削減対象とされた人件費については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、総人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。なお、削減対象となる人件費は、常勤役職員に対する人件費から、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分及び次に掲げる者に対する人件費を除いた人件費とする。

(イ) 競争的研究資金により雇用される任期付職員

(ロ) 受託研究又は共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員

(ハ) 国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者

(二) 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、平成24年度以降については、今後の政府における総人件費の取組を踏まえて弾力的に対応する。

おって、酒総研の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、第3期中期目標の期間中に国家公務員の給与水準と同程度となるよう適正化に取り組むとともに、その検証や取組状況を公表する（事務・技術職員の21年度対国家公務員指数（年齢勘案）103.4）。

（注） 人件費とは、常勤役員報酬、常勤職員の基本給及び諸手当並びに超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額をいう。

(2) 職場環境の整備

業務に関する事故及び災害の防止を図るため、安全衛生に対する所内講習の実施、化学物質等の適正な管理等を行うほか、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

(3) 職員の資質の向上

(二) 運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、平成24年度以降については、今後の政府における総人件費の取組を踏まえて弾力的に対応する。

おって、酒総研の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、第3期中期目標の期間中に国家公務員の給与水準と同程度となるよう適正化に取り組むとともに、その検証や取組状況を公表する（事務・技術職員の21年度対国家公務員指数（年齢勘案）103.4）。

（注） 人件費とは、常勤役員報酬、常勤職員の基本給及び諸手当並びに超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額をいう。

(2) 職場環境の整備

業務に関する事故及び災害の防止を図るため、安全衛生に対する所内講習の実施、化学物質等の適正な管理等を行うほか、職員の健康増進のための施策を引き続き実施する。

(3) 職員の資質の向上

職員の資質の向上のため、関係省庁等の研修制度等を積極的に活用するとともに、国際学会等での発表等を通じて、業務の専門性及び職員個々の適性・志向を重視した能力開発に努める。特に、若手研究者等の能力開発については、積極的に取り組む。

(4) 職員の業績評価

職員の業績評価は、公正さと透明性を確保した上で適切に行い、評価結果を業績手当等に反映させる。

(5) 研究施設・機器等の効率的使用

研究施設・機器等については、研究の重点化を踏まえて計画的に整備するとともに、必要に応じて高度な操作技術を要する研究施設・機器等の専門取扱者を確保する。

また、所有する研究施設・機器等は、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使用を認め、有効に活用する。

(6) 業務・システムの最適化

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）の趣旨及び目的を踏まえ、業務運営を効率的かつ効果的に実施する観点から、主要な業務・システムについて随時見直しを行い、最適化に努める。

職員の資質の向上のため、関係省庁等の研修制度等を積極的に活用するとともに、国際学会等での発表等を通じて、業務の専門性及び職員個々の適性・志向を重視した能力開発に努める。特に、若手研究者等の能力開発については、積極的に取り組む。

(4) 職員の業績評価

職員の業績評価は、公正さと透明性を確保した上で適切に行い、評価結果を業績手当等に反映させる。

(5) 研究施設・機器等の効率的使用

研究施設・機器等については、研究の重点化を踏まえて計画的に整備するとともに、必要に応じて高度な操作技術を要する研究施設・機器等の専門取扱者を確保する。

また、所有する研究施設・機器等は、インターネット等を通じて広く情報を公開し、業務に支障のない範囲で、他の試験研究機関等による使用を認め、有効に活用する。

(6) 業務・システムの最適化

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成 17 年 6 月 29 日各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）の趣旨及び目的を踏まえ、業務運営を効率的かつ効果的に実施する観点から、主要な業務・システムについて随時見直しを行い、最適化に努める。

<p>(7) 資産・運営の見直し等</p> <p>イ 東京事務所については、赤レンガ酒造工場の文化財的価値にも配慮した上で、その在り方を検討する。</p> <p>ロ 保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</p> <p>ハ 特許については、特許保有に関する規程を整備し、目的を明確にした上で特許権の登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努める。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>酒総研は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めるといふ当該法人の目的を踏まえ、引き続き、独立行政法人として真に担うべき業務に重点化するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>(1) 酒類の高度な分析及び鑑定</p> <p>酒類の高度な分析及び鑑定は、独立行政法人として真に担うべき業務に重点化すると観点から、国税庁の税務行政に直結する業務に重点化し、以下について実施する。</p> <p>イ 国税庁からの依頼を受けた分析については、要請された期間</p>	<p>(7) 資産・運営の見直し等</p> <p>イ 東京事務所については、赤レンガ酒造工場の文化財的価値にも配慮した上で、その在り方を検討する。</p> <p>ロ 保有資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性など、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</p> <p>ハ 特許については、特許保有に関する規程を整備し、目的を明確にした上で特許権の登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大に努める。</p> <p>2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>酒総研は、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めるといふ当該法人の目的を踏まえ、引き続き、独立行政法人として真に担うべき業務に重点化するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>(1) 酒類の高度な分析及び鑑定</p> <p>酒類の高度な分析及び鑑定は、独立行政法人として真に担うべき業務に重点化すると観点から、国税庁の税務行政に直結する業務に重点化し、以下について実施する。</p> <p>イ 国税庁からの依頼を受けた分析については、要請された期間</p>
---	---

内に速やかに実施、報告する。また、国税庁からの依頼に適切に対応するため、必要な分析手法の開発、分析機器の整備を行う。

ロ 国税庁が保有する浮ひょうの校正依頼については、要請された期間内に速やかに実施、報告する。また、公的試験研究機関、民間等からの浮ひょう等計器校正依頼については、原則として民間分析機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものは酒総研で実施する。

ハ 台湾等向け輸出酒類及びEU向け輸出ワインに関する受託分析については、関連情報の収集に努め、規程等を整備するとともに、適切に実施する。なお、点数が多数であるものを除き、受付日から20業務日以内に結果を通知する。

上記以外の公的試験研究機関、民間等からの受託分析については、原則として民間分析機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものは酒総研で実施する。

ニ 国税庁からの要請に基づき、国税庁所定分析法の改良及び国税局鑑定官室で行う分析の精度技能試験を実施する。

ホ 酒総研が定めた酒類に関する「独立行政法人酒類総合研究所標準分析法」については、関連情報を収集し必要な改訂を行い分析法の整備に努める。

(2) 酒類の品質評価

酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする鑑評

内に速やかに実施、報告する。また、国税庁からの依頼に適切に対応するため、必要な分析手法の開発、分析機器の整備を行う。

ロ 国税庁が保有する浮ひょうの校正依頼については、要請された期間内に速やかに実施、報告する。また、公的試験研究機関、民間等からの浮ひょう等計器校正依頼については、原則として民間分析機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものは酒総研で実施する。

ハ 台湾等向け輸出酒類及びEU向け輸出ワインに関する受託分析については、関連情報の収集に努め、規程等を整備するとともに、適切に実施する。なお、点数が多数であるものを除き、受付日から20業務日以内に結果を通知する。

上記以外の公的試験研究機関、民間等からの受託分析については、原則として民間分析機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものは酒総研で実施する。

ニ 国税庁からの要請に基づき、国税庁所定分析法の改良及び国税局鑑定官室で行う分析の精度技能試験を実施する。

ホ 酒総研が定めた酒類に関する「独立行政法人酒類総合研究所標準分析法」については、関連情報を収集し必要な改訂を行い分析法の整備に努める。

(2) 酒類の品質評価

酒類の品質及び酒造技術の向上に資することを目的とする鑑評

会は、関係業界団体との共催を前提に実施する。民間との共催化が困難なものについては廃止する。また、共催により実施しているものについても、民間で実施可能なものは民間で実施することをより徹底するとの観点から、民間による単独実施に向けて協議を行い、協議が整ったものは速やかに移行する。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

イ 清酒、本格焼酎及び果実酒・リキュールの鑑評会を業界団体と共催で実施する。各鑑評会の審査方法及び審査基準の公開、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

また、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、共催相手の要望に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰する。

ロ 業界団体等が開催する鑑評会等には、依頼に基づき品質評価基準の作成、審査員の派遣、後援など必要に応じて支援を行うとともに、要請に応じて受託品質評価を行う。

ハ 酒類の適正な品質評価のため、職員の審査能力の向上に努める。

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

イ 第3期中期目標の期間においては、「酒類の品目判定等」及び「酒類の安全性の確保」を目的とした研究及び調査に重点化

会は、関係業界団体との共催を前提に実施する。民間との共催化が困難なものについては廃止する。また、共催により実施しているものについても、民間で実施可能なものは民間で実施することをより徹底するとの観点から、民間による単独実施に向けて協議を行い、協議が整ったものは速やかに移行する。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

イ 清酒、本格焼酎及び果実酒・リキュールの鑑評会を業界団体と共催で実施する。各鑑評会の審査方法及び審査基準の公開、審査結果の出品者へのフィードバック等を通じて、開催目的が十分達成されるように努める。

また、出品酒の品質の向上及び酒造技術の研さんに応えるため、共催相手の要望に配慮して、成績優秀酒の出品者を表彰する。

ロ 業界団体等が開催する鑑評会等には、依頼に基づき品質評価基準の作成、審査員の派遣、後援など必要に応じて支援を行うとともに、要請に応じて受託品質評価を行う。

ハ 酒類の適正な品質評価のため、職員の審査能力の向上に努める。

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

イ 第3期中期目標の期間においては、「酒類の品目判定等」及び「酒類の安全性の確保」を目的とした研究及び調査に重点化

し、【別表1】に記載した研究及び調査は、原則として酒総研単独で実施する。ただし、これらのうち、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進する。

ロ イ以外の研究及び調査についても、真に行政ニーズがあり、かつ、酒総研で実施する【別表2】に記載した研究及び調査については、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進するなど、民間資金等の導入に努める。

ハ 上記イ及びロに掲げる研究及び調査については、行政ニーズを明確化し、その達成に向けて効率的かつ効果的に実施する。

ニ 【別表1】及び【別表2】に記載されていない研究及び調査であって、第2期中期目標の期間に外部資金を得て着手し、第3期中期目標の期間にも約定上実施することとなっているものについては、約定期間において実施する。その他第2期中期目標の期間における実施又は達成状況が極めて順調であり、更なる研究及び調査の実施によって大きな成果を得られることが見込まれる研究及び調査については、3年を目途に実施する。

ホ ニに掲げる研究及び調査についても、民間資金等を導入することが適当な研究及び調査については、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進する。

ヘ 【別表1】に記載した研究及び調査のうち、特に基礎的・基盤的な研究及び調査である「酒類成分の解析に関する研究」、「醸

し、【別表1】に記載した研究及び調査は、原則として酒総研単独で実施する。ただし、これらのうち、民間資金等を導入することが適当と認められるときは、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進する。

ロ イ以外の研究及び調査についても、真に行政ニーズがあり、かつ、酒総研で実施する【別表2】に記載した研究及び調査については、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進するなど、民間資金等の導入に努める。

ハ 上記イ及びロに掲げる研究及び調査については、行政ニーズを明確化し、その達成に向けて効率的かつ効果的に実施する。

ニ 【別表1】及び【別表2】に記載されていない研究及び調査であって、第2期中期目標の期間に外部資金を得て着手し、第3期中期目標の期間にも約定上実施することとなっているものについては、約定期間において実施する。その他第2期中期目標の期間における実施又は達成状況が極めて順調であり、更なる研究及び調査の実施によって大きな成果を得られることが見込まれる研究及び調査については、3年を目途に実施する。

ホ ニに掲げる研究及び調査についても、民間資金等を導入することが適当な研究及び調査については、民間機関・大学等との共同研究による実施を推進する。

ヘ 【別表1】に記載した研究及び調査のうち、特に基礎的・基盤的な研究及び調査である「酒類成分の解析に関する研究」、「醸

造原料に関する研究」及び「醸造微生物に関する研究」については、総合科学技術会議の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って外部評価を実施する。

ト 研究及び調査において必要となる分析のうち、酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間事業者等に委託する。

(4) 研究及び調査の成果の公表及び活性化

イ 研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で年間50件以上発表するとともに、中期目標の期間内に110報以上(うち、英文による論文は65報以上)の論文(査読済み論文及び酒総研報告の原報とする。)を学術雑誌等に公表する。また、学術雑誌のインパクトファクター等を考慮して投稿先を選定し、論文の質の向上に努める。

ロ 特許については、中期目標の期間中に23件以上を出願する。また、必要に応じて国際出願を行う。

ハ 民間機関等との共同研究を積極的に進め、年20件以上実施するとともに、競争的研究資金等の獲得に努める。

ニ 博士課程修了者(ポストドクター)及び酒造技術者、大学院生等の研究生を受け入れ研究の活性化、人材の育成及び能力強化に努める。また、各種制度を活用して、海外からの研究者又は研修員を受け入れる。

ホ 国、大学、産業界等との交流を積極的に進めるという観点か

造原料に関する研究」及び「醸造微生物に関する研究」については、総合科学技術会議の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って外部評価を実施する。

ト 研究及び調査において必要となる分析のうち、酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間事業者等に委託する。

(4) 研究及び調査の成果の公表及び活性化

イ 研究成果については、国内外の学会、シンポジウム等で年間50件以上発表するとともに、中期目標の期間内に110報以上(うち、英文による論文は65報以上)の論文(査読済み論文及び酒総研報告の原報とする。)を学術雑誌等に公表する。また、学術雑誌のインパクトファクター等を考慮して投稿先を選定し、論文の質の向上に努める。

ロ 特許については、中期目標の期間中に23件以上を出願する。また、必要に応じて国際出願を行う。

ハ 民間機関等との共同研究を積極的に進め、年20件以上実施するとともに、競争的研究資金等の獲得に努める。

ニ 博士課程修了者(ポストドクター)及び酒造技術者、大学院生等の研究生を受け入れ研究の活性化、人材の育成及び能力強化に努める。また、各種制度を活用して、海外からの研究者又は研修員を受け入れる。

ホ 国、大学、産業界等との交流を積極的に進めるという観点か

ら産学官連携の交流会、フォーラム等に参加する。

へ 行政ニーズに対応して、F A O / W H O 合同食品規格委員会（C o d e x 委員会）等の国際機関の会合に職員を派遣するなどの協力を行う。

(5) 成果の普及

イ 研究等成果の提供等

研究等成果については、論文公表後3ヶ月以内にデータベース化し、ホームページで公表する。特に重要な成果に関しては、適宜マスコミに情報を提供する。また、産業上の知見、技術については、国税庁へ情報提供するとともに、連携して酒類業界等への普及を図る。

ロ 清酒官能評価セミナーの実施

清酒の官能評価に関する研究成果等をもとに「清酒官能評価セミナー」を実施し、酒類の製造業、販売業及び酒造技術指導に従事する者に対する清酒の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及を図る。

ハ 特許の公開

新たに取得し、又は出願公開された特許については、3ヶ月以内にホームページで公開するとともに、特許流通データベース等の技術移転活動を活用するほか、積極的な広報により普及を図る。また、保有特許に関する相談窓口を設けて実施件数の増加に努める。

ら産学官連携の交流会、フォーラム等に参加する。

へ 行政ニーズに対応して、F A O / W H O 合同食品規格委員会（C o d e x 委員会）等の国際機関の会合に職員を派遣するなどの協力を行う。

(5) 成果の普及

イ 研究等成果の提供等

研究等成果については、論文公表後3ヶ月以内にデータベース化し、ホームページで公表する。特に重要な成果に関しては、適宜マスコミに情報を提供する。また、産業上の知見、技術については、国税庁へ情報提供するとともに、連携して酒類業界等への普及を図る。

ロ 清酒官能評価セミナーの実施

清酒の官能評価に関する研究成果等をもとに「清酒官能評価セミナー」を実施し、酒類の製造業、販売業及び酒造技術指導に従事する者に対する清酒の官能評価に関する専門的知識及び技術の普及を図る。

ハ 特許の公開

新たに取得し、又は出願公開された特許については、3ヶ月以内にホームページで公開するとともに、特許流通データベース等の技術移転活動を活用するほか、積極的な広報により普及を図る。また、保有特許に関する相談窓口を設けて実施件数の増加に努める。

ニ 講演会の開催

酒総研の最新の成果は、講演会を開催し発表する。開催に当たっては、開催場所や日時にも配慮し、参加者の増加に努める。

ホ 講師の派遣

国内外の機関が実施するシンポジウム、研究会及び酒類業界等が行う講演会等には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、成果の普及を図る。

ヘ 刊行物の発行

研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年1回発行する。また、酒総研の成果、情報等を一般消費者にも分かりやすく解説した広報誌を年2回発行するとともに、ホームページにより公開する。

ト 保有遺伝子資源の提供

保有する遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、要望に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から10業務日以内に処理する。また、遺伝子資源の体系的整理、保存に努めるとともに、関連情報の整理提供を行う。

チ 施設の公開

科学技術に親しみ、酒類に関する関心と理解を深める機会を国民に提供するため、東広島施設及び東京事務所の赤レンガ酒造工場の見学を受け入れる。公開に当たっては、見学案内を一般に広く周知するとともに、分かりやすい展示や説明を行う。また、年1回行われる広島中央サイエンスパークの施設公開に

ニ 講演会の開催

酒総研の最新の成果は、講演会を開催し発表する。開催に当たっては、開催場所や日時にも配慮し、参加者の増加に努める。

ホ 講師の派遣

国内外の機関が実施するシンポジウム、研究会及び酒類業界等が行う講演会等には、要請に応じて積極的に講師を派遣し、成果の普及を図る。

ヘ 刊行物の発行

研究成果を記載した「酒類総合研究所報告」を年1回発行する。また、酒総研の成果、情報等を一般消費者にも分かりやすく解説した広報誌を年2回発行するとともに、ホームページにより公開する。

ト 保有遺伝子資源の提供

保有する遺伝子資源のうち分譲可能なものについては、要望に応じて他の研究機関等へ提供することとし、原則として受付日から10業務日以内に処理する。また、遺伝子資源の体系的整理、保存に努めるとともに、関連情報の整理提供を行う。

チ 施設の公開

科学技術に親しみ、酒類に関する関心と理解を深める機会を国民に提供するため、東広島施設及び東京事務所の赤レンガ酒造工場の見学を受け入れる。公開に当たっては、見学案内を一般に広く周知するとともに、分かりやすい展示や説明を行う。また、年1回行われる広島中央サイエンスパークの施設公開に

<p>参加する。</p> <p>リ 国税庁への協力 国税庁が実施する分析及び鑑定に関する検討会等に職員を派遣するなど、年6件以上の協力を行う。</p> <p>(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>イ 情報の提供等 行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理してデータベース化するとともに、冊子やインターネット等の各種媒体を通じて国民に提供する。また、これまでに提供した冊子等の更新を行う。情報を提供する際には、分かりやすくかつ注目されるように順位付、図表化等の工夫を行う。</p> <p>ロ ホームページの充実 ホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ホームページへのアクセス数を年20万件以上とする。</p> <p>ハ 酒類販売管理者への情報提供 酒類販売管理に関する情報を提供するため、「酒販サポートニュース」を年4回ホームページに掲載する。</p> <p>ニ 消費者等からの問合せ 消費者等からの酒類及び酒類業に関する問合せについては、窓口を明確化して対応し、原則として翌業務日以内に処理する。対応は、経験豊富な職員が行うとともに、個々の応答録を作成</p>	<p>参加する。</p> <p>リ 国税庁への協力 国税庁が実施する分析及び鑑定に関する検討会等に職員を派遣するなど、年6件以上の協力を行う。</p> <p>(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>イ 情報の提供等 行政、酒類業界及び国民のニーズに配慮し、酒類及び酒類業に関する情報を国内外から幅広く収集、整理してデータベース化するとともに、冊子やインターネット等の各種媒体を通じて国民に提供する。また、これまでに提供した冊子等の更新を行う。情報を提供する際には、分かりやすくかつ注目されるように順位付、図表化等の工夫を行う。</p> <p>ロ ホームページの充実 ホームページのコンテンツの充実を図るとともに、ホームページへのアクセス数を年20万件以上とする。</p> <p>ハ 酒類販売管理者への情報提供 酒類販売管理に関する情報を提供するため、「酒販サポートニュース」を年4回ホームページに掲載する。</p> <p>ニ 消費者等からの問合せ 消費者等からの酒類及び酒類業に関する問合せについては、窓口を明確化して対応し、原則として翌業務日以内に処理する。対応は、経験豊富な職員が行うとともに、個々の応答録を作成</p>
--	--

の上データベース化して、以後の回答内容の質の向上を図る。

ホ 酒類等に関する公開セミナーの開催

酒類に関する知識等を広く普及するため、消費者等を対象とした公開セミナーを年4回以上開催する。開催に当たっては、分かりやすい内容となるよう努める。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習等

イ 酒類製造者を対象とした講習

酒類の製造に関する知識及び技術の習得を目的として、清酒製造業者等を対象とした初級コース、上級コースの講習を開催する。また、本格焼酎、ビール及びワインの製造業者等を対象とした講習を3年に1度開催する。

開催に当たっては、業界団体との共催による実施を更に推進し、第3期中期目標の期間中に民間との共催化が困難なものについては廃止する。また、共催化により実施しているものについては、民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて協議を行い、協議が整ったものから速やかに移行する。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

ロ 酒類流通業者を対象とした講習

国税庁及び関係団体と連携して、酒類販売管理者に酒類に関する専門的知識を普及するためのセミナーを開催する。

の上データベース化して、以後の回答内容の質の向上を図る。

ホ 酒類等に関する公開セミナーの開催

酒類に関する知識等を広く普及するため、消費者等を対象とした公開セミナーを年4回以上開催する。開催に当たっては、分かりやすい内容となるよう努める。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習等

イ 酒類製造者を対象とした講習

酒類の製造に関する知識及び技術の習得を目的として、清酒製造業者等を対象とした初級コース、上級コースの講習を開催する。また、本格焼酎、ビール及びワインの製造業者等を対象とした講習を3年に1度開催する。

開催に当たっては、業界団体との共催による実施を更に推進し、第3期中期目標の期間中に民間との共催化が困難なものについては廃止する。また、共催化により実施しているものについては、民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて協議を行い、協議が整ったものから速やかに移行する。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

ロ 酒類流通業者を対象とした講習

国税庁及び関係団体と連携して、酒類販売管理者に酒類に関する専門的知識を普及するためのセミナーを開催する。

開催に当たっては、引き続き、業界団体との共催による実施に努める。民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて業界団体と協議を行い、協議が整ったものは速やかに民間に移行する。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

ハ 国税庁職員を対象とした研修

酒税行政に携わる国税庁職員を対象とした研修の実施については、年間4件以上協力する。

(8) その他の附帯業務

イ 日本醸造学会など関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を学会及び団体を単位として年10件以上行い、社会への知的貢献を行う。また、酒米研究会、清酒酵母・麴研究会、糸状菌遺伝子研究会、真核微生物交流会については、事務運営を支援する。

ロ 受託試験醸造については、原則として民間機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものは酒総研で実施する。

(9) 業務内容の評価

直接相手にサービスを提供する業務については、酒総研の講演会参加者、講習等の受講者、施設公開の見学者等に対して5段階

開催に当たっては、引き続き、業界団体との共催による実施に努める。民間で実施可能なものは民間で実施する観点から、民間による単独実施に向けて業界団体と協議を行い、協議が整ったものは速やかに民間に移行する。

なお、共催で実施する場合は、関係業界団体の意向も踏まえつつ、収支相償の考え方にに基づき実施する。

ハ 国税庁職員を対象とした研修

酒税行政に携わる国税庁職員を対象とした研修の実施については、年間4件以上協力する。

(8) その他の附帯業務

イ 日本醸造学会など関係学会からの要請に基づく委員の就任、各種研究交流会、シンポジウム等への協力を学会及び団体を単位として年10件以上行い、社会への知的貢献を行う。また、酒米研究会、清酒酵母・麴研究会、糸状菌遺伝子研究会、真核微生物交流会については、事務運営を支援する。

ロ 受託試験醸造については、原則として民間機関等を紹介するが、酒総研が直接実施する必要性が高いものは酒総研で実施する。

(9) 業務内容の評価

直接相手にサービスを提供する業務については、酒総研の講演会参加者、講習等の受講者、施設公開の見学者等に対して5段階

(5:満足、1:不満足)による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努めるとともに、業務内容の改善に活用する。また、講師及び審査員の派遣業務においては、講習会及び審査会の主催者に対して同様の満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。

3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

【別表3】

(2) 収支計画

【別表4】

(3) 資金計画

【別表5】

4 短期借入金の限度額

(1) 借入限度額

300 百万円

(2) 短期借入れが想定される理由

- イ 運営費交付金等の入金遅延による資金の不足
- ロ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給
- ハ その他不測の事態により生じた資金の不足

(5:満足、1:不満足)による満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努めるとともに、業務内容の改善に活用する。また、講師及び審査員の派遣業務においては、講習会及び審査会の主催者に対して同様の満足度調査を行い、満足度が3.5以上となるように努める。

3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

【別表3】

(2) 収支計画

【別表4】

(3) 資金計画

【別表5】

4 短期借入金の限度額

(1) 借入限度額

300 百万円

(2) 短期借入れが想定される理由

- イ 運営費交付金等の入金遅延による資金の不足
- ロ 予定外の退職者の発生に伴う退職金の支給
- ハ その他不測の事態により生じた資金の不足

<p>5 重要な財産の処分 なし。</p> <p>6 剰余金の使途 研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。</p> <p>7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>イ 方針 業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員数の抑制に努めるとともに、平成 22 年 9 月 1 日に策定した酒総研の人材活用等に関する方針に基づき、若手研究者の能力の活用等に努める。</p> <p>ロ 人員に係る指標 期末の常勤職員数を 43 人以内とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。 (参考) 期初の常勤職員数 47 人</p> <p>(2) 積立金の処分に関する計画 <u>第 2 期中期目標の期間からの繰越積立金は、第 1 期中期目標の期間中に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標の期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却及び除却に要する費用に充当する。</u></p>	<p>5 重要な財産の処分 なし。</p> <p>6 剰余金の使途 研究用機器等の購入及び施設の改修に充てる。</p> <p>7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>イ 方針 業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員数の抑制に努めるとともに、平成 22 年 9 月 1 日に策定した酒総研の人材活用等に関する方針に基づき、若手研究者の能力の活用等に努める。</p> <p>ロ 人員に係る指標 期末の常勤職員数を 43 人以内とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。 (参考) 期初の常勤職員数 47 人 <u>(新規)</u></p>
--	--

③ 情報の公開と保護

諸活動における社会への説明責任を果たすため、保有する情報の提供の充実を図るとともに、開示請求に対しては適正かつ迅速に対応する。また、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適切な取扱いをより一層推進する。

② 情報の公開と保護

諸活動における社会への説明責任を果たすため、保有する情報の提供の充実を図るとともに、開示請求に対しては適正かつ迅速に対応する。また、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適切な取扱いをより一層推進する。

【別表 1】
第 3 期中期目標の期間において実施する研究及び調査

研究・調査名	内容	目的
酒類の品目判定に関する研究	酒類の品目の相違を明らかにし、品目判定のための手法を開発する。	酒類の品目判定等
酒類原材料等の判別に関する研究	法令で定められている原材料表示、地理的表示、有機表示等の適正性の確保に資するため、安定同位体比等に基づいた原材料等の判別手法等を開発する。	
酒類関連微生物に係る酒類の安全性のための研究	酒類醸造に利用される微生物及び酒類（製造中）に混入する可能性のある汚染微生物について、安全性の確認及び実態把握を行う。	酒類の安全性の確保
酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法の開発	酒類中に含まれる可能性のある有害物質について、品目ごとの含有量の実態把握を行うとともに	

【別表 1】
第 3 期中期目標の期間において実施する研究及び調査

研究・調査名	内容	目的
酒類の品目判定に関する研究	酒類の品目の相違を明らかにし、品目判定のための手法を開発する。	酒類の品目判定等
酒類原材料等の判別に関する研究	法令で定められている原材料表示、地理的表示、有機表示等の適正性の確保に資するため、安定同位体比等に基づいた原材料等の判別手法等を開発する。	
酒類関連微生物に係る酒類の安全性のための研究	酒類醸造に利用される微生物及び酒類（製造中）に混入する可能性のある汚染微生物について、安全性の確認及び実態把握を行う。	酒類の安全性の確保
酒類中の有害物質の実態把握及びその低減法の開発	酒類中に含まれる可能性のある有害物質について、品目ごとの含有量の実態把握を行うとともに	

	に、その低減方法を開発する。			に、その低減方法を開発する。	
酒類成分の解析に関する研究	より高度な分析・鑑定を行うため、酒類の成分の解析技術の高度化を図るとともに、酒類成分と原料や製造工程との関連を解析する。	酒類の品目判定等 酒類の安全性の確保	酒類成分の解析に関する研究	より高度な分析・鑑定を行うため、酒類の成分の解析技術の高度化を図るとともに、酒類成分と原料や製造工程との関連を解析する。	酒類の品目判定等 酒類の安全性の確保
醸造原料に関する研究	米、ブドウ、甘藷、麦芽等、酒類製造に使用される原料について基礎的・基盤的研究を行う。		醸造原料に関する研究	米、ブドウ、甘藷、麦芽等、酒類製造に使用される原料について基礎的・基盤的研究を行う。	
醸造微生物に関する研究	酵母、麹菌等、酒類製造に使用される微生物について基礎的・基盤的研究を行う。		醸造微生物に関する研究	酵母、麹菌等、酒類製造に使用される微生物について基礎的・基盤的研究を行う。	

<p>【別表 2】</p> <p>(1) 醸造副産物・廃棄物の有効利用・効率的処理に資する研究 食品リサイクル法に対する取組に資するため、醸造副産物・廃棄物の有効利用・効率的処理方法を開発する。</p> <p>(2) 酒類の長期品質保持に資する研究 日本産酒類の輸出等に資するため、長期保存による劣化機構を解明し、その抑制方法を開発する。</p>	<p>【別表 2】</p> <p>(1) 醸造副産物・廃棄物の有効利用・効率的処理に資する研究 食品リサイクル法に対する取組に資するため、醸造副産物・廃棄物の有効利用・効率的処理方法を開発する。</p> <p>(2) 酒類の長期品質保持に資する研究 日本産酒類の輸出等に資するため、長期保存による劣化機構を解明し、その抑制方法を開発する。</p>
---	---

【別表 3】

平成 23 年度～平成 27 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	4,972
受託収入	160
その他収入	216
計	5,348
支出	
業務経費	1,741
一般管理費	1,157
人件費	2,290
受託費用	160
計	5,348

(注) 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、常勤役職員の人件費の見込額 1,785 百万円（総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費の見込額 81 百万円を含む。）に退職手当等を含んだ額である。

【別表 3】

平成 23 年度～平成 27 年度予算（単位：百万円）

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	4,972
受託収入	160
その他収入	216
計	5,348
支出	
業務経費	1,741
一般管理費	1,157
人件費	2,290
受託費用	160
計	5,348

(注) 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

[人件費の取扱い]

上記の人件費は、常勤役職員の人件費の見込額 1,785 百万円（総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費の見込額 81 百万円を含む。）に退職手当等を含んだ額である。

[運営費交付金の算定ルール]

平成 23 年度の運営費交付金については、平成 22 年度予算額に対して人件費（退職手当等を含む。）97.3%、一般管理費 98.7%、業務経費 92.7%及び自己収入 100%として、人件費、一般管理費及び業務経費の合計から自己収入を差し引いた金額とする。

平成 24 年度以降の運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$\begin{aligned} \text{運営費交付金額 (G)} = & A(y-1) \times \alpha \times \delta \\ & + B(y-1) \times \beta \times \gamma \times \delta \\ & - C(y-1) \times \varepsilon + S + T + U + X \end{aligned}$$

(注記)

A：一般管理費

B：業務経費

C：自己収入

S：人件費の合計（法定福利費（T）を除く。）

T：人件費のうち法定福利費に係るものの合計

U：退職手当

X：特殊要因

法令改正に伴い必要となる措置及び事故の発生等の事由により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じて計上する。

α ：一般管理費に対する効率化係数

[運営費交付金の算定ルール]

平成 23 年度の運営費交付金については、平成 22 年度予算額に対して人件費（退職手当等を含む。）97.3%、一般管理費 98.7%、業務経費 92.7%及び自己収入 100%として、人件費、一般管理費及び業務経費の合計から自己収入を差し引いた金額とする。

平成 24 年度以降の運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$\begin{aligned} \text{運営費交付金額 (G)} = & A(y-1) \times \alpha \times \delta \\ & + B(y-1) \times \beta \times \gamma \times \delta \\ & - C(y-1) \times \varepsilon + S + T + U + X \end{aligned}$$

(注記)

A：一般管理費

B：業務経費

C：自己収入

S：人件費の合計（法定福利費（T）を除く。）

T：人件費のうち法定福利費に係るものの合計

U：退職手当

X：特殊要因

法令改正に伴い必要となる措置及び事故の発生等の事由により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じて計上する。

α ：一般管理費に対する効率化係数

<p>前年度予算額に対して0.5%の削減を見込んでいる。</p> <p>β : 業務経費に対する効率化係数</p> <p>前年度予算額に対して0.5%の削減を見込んでいる。</p> <p>γ : 政策係数</p> <p>収支計画は1.00として計上するが、各年度の運営費交付金予算においては、研究の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズや新たな研究業務等への対応の必要性を勘案して別途費用計上して政策係数として反映させる。</p> <p>δ : 物価指数</p> <p>収支計画は1.00として計上するが、各年度の運営費交付金予算においては、前年度における実績値を使用する。</p> <p>ε : 自己収入調整係数</p> <p>収支計画は1.00として計上する。</p> <p>$(y-1)$: 前年度を示す。</p>	<p>前年度予算額に対して0.5%の削減を見込んでいる。</p> <p>β : 業務経費に対する効率化係数</p> <p>前年度予算額に対して0.5%の削減を見込んでいる。</p> <p>γ : 政策係数</p> <p>収支計画は1.00として計上するが、各年度の運営費交付金予算においては、研究の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズや新たな研究業務等への対応の必要性を勘案して別途費用計上して政策係数として反映させる。</p> <p>δ : 物価指数</p> <p>収支計画は1.00として計上するが、各年度の運営費交付金予算においては、前年度における実績値を使用する。</p> <p>ε : 自己収入調整係数</p> <p>収支計画は1.00として計上する。</p> <p>$(y-1)$: 前年度を示す。</p>
---	---

【別表 4】	
平成 23 年度～平成 27 年度収支計画（単位：百万円）	
区 別	金 額
費用の部	5,357
經常経費	5,357
業務経費	1,386
一般管理費	1,052
減価償却費	469
人件費	2,290
受託費用	160
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	5,357
運営費交付金収入	4,512
受託収入	160
その他収入	216
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	469
臨時収益	0
純利益	0

【別表 4】	
平成 23 年度～平成 27 年度収支計画（単位：百万円）	
区 別	金 額
費用の部	5,357
經常経費	5,357
業務経費	1,386
一般管理費	1,052
減価償却費	469
人件費	2,290
受託費用	160
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	5,357
運営費交付金収入	4,512
受託収入	160
その他収入	216
寄付金収益	0
資産見返負債戻入	469
臨時収益	0
純利益	0

目的積立金取崩	0	目的積立金取崩	0
総利益	0	総利益	0
<p>(注) 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。</p>		<p>(注) 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。</p>	

【別表 5】

平成 23 年度～平成 27 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	5,348
業務活動による支出	4,887
投資活動による支出	461
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	5,348
運営費交付金収入	4,972
受託収入	160
その他収入	216
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

（注） 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。

【別表 5】

平成 23 年度～平成 27 年度資金計画（単位：百万円）

区 別	金 額
資金支出	5,348
業務活動による支出	4,887
投資活動による支出	461
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	5,348
運営費交付金収入	4,972
受託収入	160
その他収入	216
投資活動による収入	0
施設による収入	0
その他の収入	0
財務活動による収入	0

（注） 各欄積算合計と合計欄の数字は、端数処理（単位未満四捨五入）の関係で一致しない場合がある。